

令和2年度第7回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月5日(土)午後1時24分から午後2時19分
2. 開催場所 三次市役所 6階 601, 602 会議室
3. 出席委員(19人)

1番	有重 貢	2番	池本 秀雄	3番	上田 憲昭	4番	大前 万寿美
5番	加藤 好隆	6番	河本 研二	7番	木原 孝行	8番	寺重 茂晴
9番	橋本 正二	10番	橋本 洋資	11番	林 敏明	12番	平尾 敏之
13番	廣瀬 勝秀	14番	福田 博之	15番	松山 和登	16番	箕田 英紀
17番	向井 泰治	18番	横田 和彦	19番	吉森 法和		

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

- 報告第23号 利用権の終了(農用地利用集積計画)
- 報告第24号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
- 報告第25号 非農地証明願承認
- 議案第32号 農地法第3条
- 議案第33号 農地法第4条第1項
- 議案第34号 農地法第5条第1項
- 議案第35号 農用地利用集積計画
- 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係長 只今から、令和2年度第7回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本 会長あいさつ)

係長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしく申し上げます。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、福田委員、松山委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和2年度第7回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係長 それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 23 号から報告第 25 号までの 3 件です。

議案が、議案第 32 号から議案第 36 号までの 5 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第 23 号から報告第 25 号について事務局から順次説明を求めます。

係長 報告第 23 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 7 件ご報告いたします。

内容は、9 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、議案書をご一読ください。

報告第 24 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 6 件ご報告いたします。

内容は、9 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。

詳細については、議案書をご一読ください。

報告 25 号「非農地証明願承認」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 14 申請地が、三次町_____、非農地となった理由は、約 30 年前から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

報告については以上です。

議長 報告第 23 号から報告第 25 号を報告いたしました。

報告 3 件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議長 議案第 32 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

係長 議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 3 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 38 申請地が、君田町藤兼_____、外 1 筆、面積の合計が 5,880 m²、譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 67,077 m²です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲渡人は高齢であり、後継者が帰られる予定もないため、耕作を依頼している譲受人に譲渡するものです。譲受人は専業農家であり、周辺農地を広く耕作されており、全ての農地を効率的に利用されるものと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 38 を決めます。
次に申請番号 39 の説明を求めます。

係 長 申請番号 39 申請地が、南畑敷町_____、面積が 1,060 m²、譲受人が、●●●●さん、親権者 ●●●●さんで、経営面積は 6,975 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請者は親子で、生前贈与で後継者に譲渡したいということです。現在も親子で耕作されています。近隣への影響はなく、引き続き親子で耕作を続けられ、問題ないものと思われまます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 39 を決めます。
次に申請番号 40 の説明を求めます。

係 長 申請番号 40 申請地が、大田幸町_____、面積が 366 m²、譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 7,343 m²です。
本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 申請者は親子です。譲渡人が体調を崩されたため生前贈与するものです。譲受人は所有農地を有効利用されています。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 32 号「農地法第 3 条」については、申請番号 38 から申請番号 40 までを異議なしと決めます。
議案第 33 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から、順次説明を求めます。

係 長 議案第 33 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 2 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 16 申請地が、和知町_____、面積が 1,101 m²の内 70 m²、申請人が、

●●●●さん、内容は、墓地の整備です。

申請地は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地等の区域内にあることから第 1 種農地と判断されます。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 申請者の現在の墓は自宅から数百メートル離れた位置にあり、まとめて自宅近くの申請地に移設するものです。申請地は広そうに見えますが、周辺は数メートルの崖で、農地の中央に墓を設置され、周辺には植栽をされます。長年、除草管理だけをされていた農地で、他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 16 は許可妥当として処理諮問いたします。
次に申請番号 17 の説明を求めます。

係 長 申請番号 17 申請地が、畠敷町_____, 面積が 248 m², 申請人が、●●●●さん、内容は、駐車場の整備です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 すでに転用されており、始末書が提出されています。周辺の事業者から従業員駐車場の設置を要望され設置されるものです。排水等周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 17 を決めます。
議案第 33 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 17 を異議なしと決し、申請番号 16 を許可妥当として処理諮問します。
議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 12 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 29 申請地が、畠敷町_____, 外 1 筆、面積の合計が 1,554 m², 譲受人

が、有限会社 ●●●●，内容は、宅地分譲です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3番 申請地は数年前から荒れており、周辺はほとんど宅地化されており、申請地についても造成し宅地分譲されます。位置指定道路、排水路は以前に造成された分譲地のものへ接続され問題ありません。近隣への影響はありません。審議のほどよろしく願います。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号29を決めます。

申請番号30と申請番号31は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号30と申請番号31の譲受人が、有限会社 ●●●●，内容は、宅地分譲です。

申請番号30 申請地が、畠敷町_____，面積が907㎡です。

申請番号31 申請地が、畠敷町_____，面積が1.62㎡です。

本2件の申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3番 申請番号31は、以前に宅地分譲で造成された際分筆された残地で、申請番号30と併せて宅地分譲されます。排水は前面の道路排水路へ排水されます。近隣への影響はありません。審議のほどよろしく願います。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号30と31を決めます。

次に申請番号32の説明を求めます。

係長 申請番号32 申請地が、東酒屋町_____，外1筆、面積の合計が592㎡，譲受人が、株式会社 ●●●●，内容は、建売住宅の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地の周辺は、住宅、量販店等が立地する地域です。譲渡人は高齢であり耕作の継続が困難であり譲渡をされます。譲受人は申請地に建売住宅を建築されます。周辺農地、環境への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 32 を決めます。
次に申請番号 33 の説明を求めます。

係 長 申請番号 33 申請地が、三和町敷名_____，外 1 筆，面積の合計が 311 m²，譲受人が、●●●●さん，内容は，駐車場及び進入路の整備です。

申請地は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地等の区域内にあることから第 1 種農地と判断されます。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 現在の自宅への進入路が狭く不便なため、現在耕作されていない申請地に、国道から進入できる進入路を整備され、残地については駐車場を整備されます。排水は東側の水路へ排水され、近隣への影響はないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 33 は許可妥当として処理諮問いたします。
次に申請番号 34 の説明を求めます。

係 長 申請番号 34 申請地が、甲奴町宇賀_____，面積が 66 m²，譲受人が、●●●●さん，内容は，農業用物置の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域用途区分変更見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 申請地は長年故人名義のまま物置として利用されてきましたが、相続されるにあたり農地と判明し、顛末書が提出されています。譲受人は申請地の隣接地に住まわられています。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 34 を決めます。
次に申請番号 35 の説明を求めます。

係 長 申請番号 35 申請地が、廻神町_____，面積が 98 m²，譲受人が，●●●●さん，
内容は、作業場の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

14 番 譲渡人は、遠方に住まれ長くこちらへ帰ってこられていないので、耕作放棄地となっています。譲受人は譲渡人の宅地を購入され住宅を建築されています。譲受人の息子さんは土木建築業をされており申請地を作業場として利用されます。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 35 を決めます。
次に申請番号 36 の説明を求めます。

係 長 申請番号 36 申請地が、四拾貫町_____，外 2 筆，面積の合計が 1,562 m²，譲受人が，●●●●株式会社，内容は、建売住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は現在、耕作放棄されており、隣接地は全て農地ではありません。3 区画の建売住宅として転用され、上の段は家庭菜園として併せて販売されます。排水は道路側溝へ排水されます。近隣への影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 36 を決めます。
次に申請番号 37 の説明を求めます。

係 長 申請番号 37 申請地が、上志和地町_____，外 8 筆，面積の合計が 6,282 m²，借主が，有限会社 ●●●●，内容は、粘土採取のための一時転用です。

申請地は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地等の区域内にあることから第 1 種農地と判断されます。当該事業の実施に当たり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。また、申請地は農振農用地区域内にありますが、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地等を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に使用を及ぼす恐れがない場合」として、農振農用地区域内の農地の不許可の例外に該当します。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 粘土採取後の農地への復元工事については、3 期に分けて令和 5 年 7 月 30 日までには完了される計画を立てられています。粘土採取による周辺農地等への支障の有無については、溜枘や沈殿槽を設置して、雨水処理、発掘中に出る土砂の流出防止に努め、土砂の流出、崩壊など、周辺農地への支障はないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 37 は許可妥当として処理諮問いたします。
次に申請番号 38 の説明を求めます。

係 長 申請番号 38 土地の所在が、東酒屋町_____、面積が 511 m²、借主が、●●●●株式会社 ●●●●支店、申請内容は、機材置場です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 本申請は、高速道路工事のための機材置場として一時転用されるものです。工事終了後には元の農地として復元されます。このことについて、周辺へ影響を与えるものではありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 38 を決めます。
次に申請番号 39 の説明を求めます。

係 長 申請番号 39 申請地が、上川立町_____、面積が 1,246 m²、譲受人が、●●●●株式会社、内容は、太陽光発電設備の設置です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 譲渡人は高齢により農地の耕作管理ができない状況で、長年、耕作放棄地となっているため、譲受人の要望どおり太陽光発電設備を設置されるものです。譲受人の資力、信用の件は、建設費等を全て自己資金で調達し、他の許可申請も適切であり信用できるものと認められます。計画の妥当性は、事業規模等、土地の事業計画からみて妥当と認められます。周辺農地の営農条件への影響については、防草シートの設置、年2回以上の除草作業を行うなど、被害防除計画も適切です。周辺農地所有者への十分な説明もされ理解を得られています。総合的に判断し、周辺農地、生活環境に影響を与えることなく、許可妥当と判断されます。

議 長 これに対し異議はありませんか。

9 番 この用地の進入防止のフェンスは設置されるのでしょうか。

事務局 配置図の赤い線の位置にフェンスを設置されます。

議 長 異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 39 を決めます。
次に申請番号 40 の説明を求めます。

係 長 申請番号 40 申請地が、栗屋町_____、面積が 1,418 m²、譲受人が、●●●●さん、内容は、太陽光発電設備の設置です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 申請地は耕作放棄地で除草管理のみとなっています。隣接地へも太陽光発電設備が設置されています。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 40 を決めます。

議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 29 から申請番号 32、申請番号 34 から申請番号 36、及び申請番号 38 から申請番号 40 を異議なしと決し、申請番号 33 及び申請番号 37 を許可妥当として処理諮問します。

議案第 35 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 35 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

63 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

農地中間管理権の取得を伴わない貸借権設定が、16 件で 50,317 m²、農地中間管理権の取得を伴う貸借権設定が、58 件で 198,871.97 m²、合計が、74 件で 249,188.97 m²です。各申請については、議案書をご一読ください。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 35 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 35 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 36 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 36 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、1 件目、甲奴町本郷・西野地区で策定されている人・農地プランに基づき、担い手である、株式会社 ●●●●に、農地 7 筆、10,195 m²を農地中間管理機構を通して転貸するものです。

2 件目、三良坂町内において担い手である、株式会社 ●●●●に、農地 4 筆、10,221 m²を農地中間管理機構を通して転貸するものです。

3 件目、向江田地区において担い手である、株式会社 ●●●●に、農地 3 筆、302 m²を農地中間管理機構を通して転貸するものです。

4 件目、三良坂町において担い手である、株式会社 ●●●●に、農地 4 筆、3,926.4 m²を農地中間管理機構を通して転貸するものです。

説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

11 番 農地中間管理機構の経営面積が集積計画に記載があるが、こういった数字が出てくるものなのですか。

係 長 本日詳細なことが回答できませんので、調べまして回答させていただきます。

議 長 それでは、議案第 36 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用

配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（異議なし）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 36 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議 長 以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

（一般報告）

委員の皆様から何かございますか。

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回の総会は、11月5日（木）午後1時30分から、本日と同じく三次市役所6階601会議室及び602会議室で開催する予定です。

以上で令和2年度第7回農業委員会総会を終了します。